

別表第十六その三（第八十六条の十五関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十二その三繰下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

第	号	公 用 令 書 (取 扱 物 資 の 保 管)	
		住 所	
		氏 名	
		(法人については、その名称)	
		第103条第1項本文	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）		第103条第1項ただし書 の規定に基	
		第103条第2項	
づき、次のとおり取扱物資の保管を命ずる。			
年 月 日		処分者 印	
種	類		
数	量		
保管すべき場所			
保管すべき期間			
保 管 す る 理 由			
備	考		

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。